

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニカラグア	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のため の贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施 するために必要な生産物及び役務の購入	1,088,000千円 H22.3.31まで	H22.3.9 マナグア で (同日)	日本側 斎藤伸一在ニカラ グア大使 サムエル・ ニカラグア側 ロペス外務大 臣	H22.3.24 114号
ニカラグア	国立ルベン・ダリオ劇場照明機 材及び楽器整備計画のための贈 与に関する日本国政府とニカラ グア共和国政府との間の交換 文	国立ルベン・ダリオ劇場照明機材及び楽器整備計画を 実施するために必要な生産物及び役務の購入	85,700千円 H25.3.31まで	H22.3.9 マナグア で (同日)	日本側 斎藤伸一在ニカラ グア大使 サムエル・ ニカラグア側 ロペス外務大 臣	H22.3.24 115号
ニカラグア	サンタフェ橋建設計画のための 贈与に関する日本国政府とニカ ラグア共和国政府との間の交 換公文	サンタフェ橋建設計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	2,753,000千円 H26.12.31まで	H22.5.26 マナグア で (同日)	日本側 斎藤伸一在ニカラ グア大使 サムエル・ ニカラグア側 ロペス外務大 臣	H22.6.9 287号
ニカラグア	マナグア－エルラマ間橋梁架け 替え計画（詳細設計）のため の贈与に関する日本国政府とニカ ラグア共和国政府との間の交 換公文	マナグア－エルラマ間橋梁架け替え計画（詳細設計） を実施するために必要な役務の購入	62,000千円 H25.3.31まで	H22.12.16 マナグア で (同日)	日本側 柴崎二郎在ニカラ グア大使 サムエル・ ニカラグア側 ロペス外務大 臣	H23.1.5 2号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。